

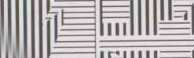
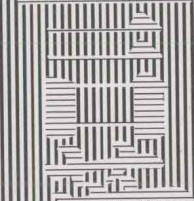
実秀 結

すがひてみ

超 三 葉 狩 り 宣

の

太田出版



「超」言葉狩り宣言

1994年8月1日印刷

1994年8月6日初版発行

著者……………桂秀実

発行人……………落合美砂

編集人……………深澤真紀

発行所……………株式会社 太田出版

新宿区荒木町22 エブコットビル1F

電話03-3359-6262

振替00120-6-162166

印刷製本……………日本プリンテクス

ブック・デザイン……………鈴木一誌十鈴木洋子

乱丁・落丁本はお取り替えます。

本書の無断複製・複製・転載・引用を禁じます。

©1994, SUGA Hidemi, Printed in Japan.

ISBN 4-87233-176-1 C0095

「超」言葉狩り宣言

桂秀実

太田出版

傲慢な
「表現の自由」と
野蛮な
「言葉がり」の
間で……………7

はじめに……………4

二重の闘争——筒井問題と全共闘運動を結ぶもの……………8

不自由なエクリチュールとしての小説
——フェミニズム批評の有効性

対談：金井美恵子……………34

第2章

繊細な
「言葉狩り」としての
表象＝代行批評……………71

マンガのゴーマニズム——『ゴーマニズム宣言』（小林よしのり）……………72

「穢」を棄却する差別性——『花に聞え』（瀬戸内寂聴）……………82

「言葉がり」を無効にする言語的闘争のテキスト
——『フィジーの小人』（村上龍）……………91

「こんなもの」に過ぎぬ読者と話者の関係——『女ざかり』（丸谷才一）……………100

資料・批評という男友達（金井美恵子）——『女ざかり』（丸谷才一）……………111

絶対的な差異としての「部落民」中上健次

——『開かれた豊かな文学』（中上健次）……………120

闘争としての「言葉狩り」——『水平運動史研究』（キムチョンミ）……………125

第3章
差別と
ナショナリズム

.....133

差別とナショナリズム——同一化の装置としての反差別運動と国語教育.....134

日本イデオロギー批判——部落解放運動のなかの民族主義

対談：キムチョンミ.....157

第4章
「超」言葉狩り宣言

.....221

あとがき.....253

はじめに

本書は差別（表現）批判が、これまで以上に自由かつ闊達に行われることを願って書かれている。通読してもらえばそのようなことはないと思うが、本書に収められている幾つかの文章が初出の紙・誌に発表された時、私のモチーフを正反対に理解した読者に少なからず遭遇したので、そのことを特に銘記しておきたい。

いわゆる「筒井康隆問題」を契機にして、「差別表現」をすることもこれまた「表現の自由」にほかならないといった愚劣な雰囲気、当の筒井康隆をはじめとしてジャーナリズム全体に広がってきた。そのことへの嫌悪が、本書に収められた諸論文・対談（インタヴュー）へと私を駆り立てた大きな理由の一つである。ただし、自由・闊達に差別批判が行われるためには、これまで差別批判を担ってきた者たちの側において、そしてもちろん私自身にも、ラディカルな態度の変更が必要なのは、だというモチーフがあることを、本書は隠そうとは思わない。

第一章は、今日の差別論が負っている「歴史性」を明らかにし、現状への批判的視点を提示しようとした。第二章はマンガや小説等への具体的・実践的批評である。第三章は主に、日本の反差別運動を担ってきた部落解放同盟の理論と実践の検証を通して、差別論のパラダイム・チェンジを

促している。第四章は本書全体についての総論的なまとめである。

なお、本書における「言葉がり」と「言葉狩り」の用語について注記しておく。本書は、「超」言葉狩り」を推進したいと思うものだから、「言葉狩り」という言葉を肯定的に用いている。それに対して、ジャーナリズム・その他で否定的なイメージとして用いられているものを「言葉がり」と表記した。この件については、第三章のキムチョンミ氏との対談で、詳しく述べている。また、この「超」は、既存の「言葉がり」を超え、という意味と共に、強度をはらんだ「言葉狩り」を意図するものである。

本書はただ一つ、実践的に「役に立つ」ことのみをひたすら目論むものだ。本書が役立つと信ずる対象には、アトランダムに挙げれば次のような人々が想定される（本書を役立てることが、本書への厳しい批判も含むと想定されているのは言うまでもない）。

●筒井康隆、ならびに筒井の癲癇差別を醜く擁護している筒井ファンクラブ（！）の人々。ファンクラブにはこれまで差別批判に熱心に関わってきた人間も見られるのだから、そのような人々は、まず、初心を思い出されたい。

●日本てんかん協会。これまでの多少の戦術・戦略上の誤りを訂正しつつ、筒井批判＝癲癇差別批判を自信をもって続行されたい。

●部落解放同盟（とりわけ、その指導部）。徹底的な自己検証・自己批判ののち、改めて反差別運動に邁進されることを望む。

● 筒井「無人警察」所収の教科書を現場で教えている教師と、教えられている学生。いかに国語教育が馬鹿らしいことを教えようとしているかがわかる。

● 「言葉がり」に脅えている（あるいは自ら遂行している）作家、批評家、映画・TV・ラジオ等放送関係者、編集者、校正・校閲者、その他のジャーナリスト。差別問題は、「こわい」ものではないことを知り、ともかくにも自信に満ちて事に当たりうるようになるはずだ。

● 「ゴーマニズム宣言」を読んで、フラストレーションを解消させているような今どきの学生。そんなものはほとんど役に立たぬことを知るべし（そんな暇があったら、アタマと体を使って、「差別」の「学生運動」でも始めたらどうか）。

● 九〇年代になってどうも元気のなくなってきたフェミニストたち。本書を通じて多少は元気を回復し、『女ざかり』（小説も映画も）あたりの差別性から糾弾を始めてもらいたい。

● その他、差別問題に何らかの関心を持っている全ての人々。

● その他、差別問題に、いまだに何も関心を持っていない全ての人々。

第

傲慢な
「表現の自由」と
野蛮な
「言葉がり」の
間で

章

二重の闘争

筒井問題と全共闘を結ぶもの

「差別」をめぐる言説空間

「差別と表現（の自由）」といったパラダイムのなかで今日盛んに論じられている問題——言うまでもありませんが、これは直接には日本てんかん協会が、高等学校国語教科書（角川書店版）に採用された筒井康隆の小説「無人警察」のなかに癲癇に対する差別的表現があることを指摘したことに端を発したものです——これは、これまで何度も反復されてきた種類の問題にほかならないとも言えます。被差別部落の、身体障害者の、女性の、在日の、外国人労働者の——差別（と表現）については、これまでも繰り返し論じられてきました。それらの問題が、今日においてきわめて重要であり、何度も論議されるべき種類のものであることは言うまでもありません。なぜなら、歴史的に言っても、差別問

★1：一九三四、大阪府生。作家。著書に『大いなる助走』『虚構船団』『文学部唯野教授』など。

角川書店発行の高校国語の教科書に採択された自作小説『無人警察』の表現が差別的であるとして、日本てんかん協会から批判を受けていた筒井は、九三年九月六日に作家活動の停止を宣言した。断筆宣言の背景として「直接的には日本癲癇協会などの糾弾への抗議でもあるが、また、自由に小説が書けない社会的状況や、及び、そうした社会の風潮を是認したり、見て見ぬふりをしたりする気配が（略）多くの言論媒体にまで見られる傾向に対しての抗議でもある」（『断筆宣言への軌跡』（光文社より））としている。『無人警察』で問題となった部分は、「四辻まで来て、わたしはふと、町かどの街路樹にもたれるようにして立っている交通巡査に目をとめた。もちろん、ロボットである。小型電子頭

★₂
題がきわめてアクチュアルな相貌をもつてわれわれの前に登場したのは、あの全共闘運動の後期においてだったからです。ぼくは全共闘運動を物神化するつもりは昔も今も毛頭ありませんが、もしあれが思想的なターニング・ポイントであつたとしたら、それは「知性の反乱」や「自己否定」、「自立」、「情念」、「反近代」といった言葉によつて象徴されるのではなく、「差別」というプロブレマティックを導入したところにあると思います。とりあえず、そう断言しておきたい。

しかし、筒井康隆問題に見られるようなこの論議の繰り返しには、どこか、情性的なところがあります。いや、情性のうちに——何の「解決」ももたらさず——再び三たび鎮静してしまう危険を孕んでいるように思えます。差別を糾弾する側に立つにしろ、表現の自由を標榜するにしろ、ともに真摯な——そう、その真摯だけは疑いえないのです——紋切り型の言説しか発しえない情性的な論議。論争には、何らかの「解決」を要求しうるような種類のものではないと言ふこともできません。われわれもまた、紋切り型の圏域を逃れることはできないだろうし、そもそも、その圏域から逃れるということとを、ここで第一義的な目的として設定しているわけでもありません。

しかし、何度目かの反復であるがゆえに、行き先があらかじめ情性的な既視性であるかのような、「差別と表現」をめぐる筒井康隆とてんかん協会とを二極の中心とするこの度の論争は、同時に、今や、これまでにはない切迫感を持つて、われわれに迫っている。

脳のほかに(略)脳波測定機なども内蔵している。(略)テンカンを起こすおそれのある者が運転していると危険だから、脳波測定機で運転者の脳波を検査する。異常波を出している者は、発作を起こす前に病院へ収容されるのである」

★2：全学共闘会議の略。一九六八、六九年の大学闘争の主体となつた学生の新しい闘争組織。それまでのように自治会や既成党派を基盤とせず、一般学生が自然発生的に結集して生まれた大衆的組織。六九年全国全共闘が結成された。

★3：『週刊文春』が一九九四年二月十日号から三月二十四日号まで、「タブーに挑む大型キャンペーン」と銘うっておこなつた「徹底検証『言葉狩り』と差別」を指す。本稿を書いた(発表した)時点で、このキャンペーンはまだ公になつていなかった。このキャンペーンについての批判は、本書第二

ようにも思われます。「差別」をめぐる言説の布置がvarietyあることだけは確かなことでしょう。そのような事態について、或るノンフィクション・ライターは「ドツボに陥ってしまった」（大谷昭宏）という言い方をしていますが、われわれはそれを「ドツボ」と言うのではなく、或る種の危機として、そしてチャンスとして捉えたいと思う。それは、ここ四半世紀ほどの間、「表現の自由」に対して或る優先権を保持していたかに思えた差別糾弾の側が、何やら、危機におちいつているように見えることと関係しています。或る有力な週刊誌がこの問題について多くの出版社（編集者）にアンケートを送付し、それを基にキャンペーンを張るらしいことは、^{★3} ぼくも仄聞しています。そのようなキャンペーンは、当然のことながら、「表現の自由」を標榜する側に有利に働くでしょう。これは、ソ連邦の崩壊とか、社会党の危機とかと関係があるのでしょうか。確かに「冷戦構造」とか「五五年体制」とかの崩壊と言われる事態は、「差別糾弾」の正当性を保証してきた「戦後民主主義」の失効をも意味しているわけですから、「差別糾弾」の側が、彼らが依拠してきたのかもしれない言説空間の変貌に対応しきれないという状況はあると思います。だが、その言説空間の変貌は、「差別」批判の側にとっても、チャンスと捉えられるべきだと思うのです。

しかし、それはどんなチャンスでしょうか。われわれはソ連邦の崩壊や社会党の危機によって、「自由」主義が勝利したと考えているわけではありませんから、急いで次のよ

章の「闘争としての『言葉狩り』」を参照されたい（註）。

★4：一九三九「東京都生」リテラル編集長。著書に『カルチャー・スクラップ』『編集者』の仕事』『ふ・ざ・け・ん・な！』など。

「ぼく自身、こと言論・表現の弾圧に關し、日本はまたしても戦時中のファッショ体制に逆戻りしつつあると、常日頃実感し、不快にも思っていたが、この問題について遂に怒りを爆発させた作家が登場したことに快哉を叫ぶと同時に、今回は日本がいかに「言論・思想・表現の自由」のない愚劣な国であり、そのことをみずから積極的に率先するクズ・マスコミについて徹底的に書いておきたい。というのは、被害者面、正義面をして「差別撤廃」を叫びながら、その実、ヒットラー、スターリンといった独裁者、軍国主義時代の日本軍及び国家権力と同じことを

うに付け加えなければなりません。それは、このチャンスを利用して「差別批判」に対する、いわゆる「表現の自由」の優位を確立することが重要なのではないということです。

★⁴ 安原顯は近著『し・つ・こ・く ふざけんな』（図書新聞）のなかで、てんかん協会をはじめとする被差別者の団体を「差別撤廃ファシスト」と呼んで批判してる。彼の——ややヒステリックな——心情には理解できるところがないわけではないにしろ、そのように言って「表現の自由」を顕揚した場合、この危機「チャンス」を水泡に帰してしまいうに過ぎません。そのようにして「表現の自由」の優位を確立することは——もし、一部の論者たちが本気でそれを可能だと思ってるとしたら——それこそ徹底して糾弾されねばならないとさえ思います。安原顯は、ぼくが冒頭に述べたような、「解決」しがたい、しかし情性的なものとしてしか現出しえない「差別と表現」のディレンマに苛立っているのでしょうか。それは、曾野綾子^{★⁵}（筒井事件にみる言論の弾圧、「産経新聞」九三年十月六日朝刊）や石堂淑朗^{★⁶}（「差別語愛辞典」、「新潮45」九三年十一月号）のような、したり顔の「表現の自由」擁護とは異なり、その苛立ちにおいて、その解決不能性をともかくにも触知しているとは思いますが。

すでに多くの論者が言っているように、「表現の自由」なるものは、ア・プリオリに与えられているわけでもなければ、ア・プリオリに要求しうるものでもありません。それ

いまでもし続ける「差別撤廃」の名を騙る「ファシスト」について微力ながら撃ち続けてきたからだ。」

★⁵：一九三一、東京都生。作家。著書に『誰のために愛するか』『神の汚れた手』『たまゆら』など。『今や人道主義者が環境保護主義者でない作家は、作家の資格を持たないという空気がはびこり出した。恐ろしい偽善である。そのような空気は、差別語を使ったら徹底してその作家と出版社をやっつけ、編集部は電話攻勢をかけて仕事ができないようないやがらせをし、結果的には慰謝料を取るという脅しに近い行動を取り、係の責任者を執拗に謝りに地方まで呼びついたりする団体の出現と表裏一体をなした変化である。それは明らかに言論の自由への脅迫・弾圧だったにもかかわらず、マスコミの中でそれと闘った新聞とテレビはなかった。』

については、部落解放同盟池田支部書記長の肩書を持つみなみあめん坊という人が言うように、「やたらと『表現の自由』を叫ぶ作家の愚」（創一九四年一月号）を指摘しなければならぬ（同様な意味で、塩見鮮一郎^{★8}の『作家と差別語』（明石書店）の筒井批判も、概ね首肯しうるものです）。ぼくはこのみなみ論文——あるいは、塩見の著書——の論理を支える思想的背景に全面的に賛成するわけではありませんが、「筒井さんの断筆宣言にワル乗りし、ここぞとばかりに言論の自由をふりかざす」（みなみ）ことに對しては、常に注意をおこたつてはならないのです。かつて「駄ジャレ論争」においては文^文学^学的^的に^に（？）敵對していたはずの荻野アンナ（週刊現代）九三年十月九日号その他）と中野翠（サンデー毎日）九三年十月十日号）が、この問題に関しては奇妙に一致しているように見えるのも、このことと關係しているでしょう。彼女たちは、ここぞとばかり、最近のジャーナリズムにおける言葉の「規制」を嘆いています。確かに、「規制」にはとんでもないものが多々あることを、ぼくも知らないわけではありません。しかしそれなら、彼女たちはその場その場で、まず担当編集者と闘えばよいのだし、納得できないのなら——そういうことも多々あるでしょう——原稿を引き上げればよいのです（その後の対応も、いろいろとありうるでしょう）。そういうことをしないで、筒井問題が起ると、ここぞとばかり「やたらと『表現の自由』を叫ぶ」のは、醜惡以外のことではありません。筒井康隆を擁護する側の人たちは、日本的なジャーナリズムの環境では、なかなか編集者と闘えない（闘う）と、仕事がこなくなる）

★6：一九三〇 広島県生。シナリオライター、作家。シナリオに『太陽の墓場』『日本の夜と霧』『黒い雨』など。

「日本てんかん協会は、人権尊重の立場から出発して遂に、『表現の自由』なくしてはやって行けない作家の人権を否定するに至つたと私は思う。（中略）問題はマスコミの過剰反応、即ち過剰無視、沈黙にある。朝日新聞はじめ大新聞は、軒並み事の重大さに気付いて気付かぬ振りをし、あれほど毎日の社説で大口叩く癖して、一様に事実を、客觀的に、小さく伝えただけである。」

★7：一九五三 大阪府生。部落解放同盟大阪府連合会池田支部書記長。著書に『月夜のムラで星を見た』など。

「私は、いわゆる言葉狩りにについてもよしとほしない。些細な記述をとらえ言葉狩りをするむきが存在していることも否定しない。し

と言つて、「言葉がりの」の責任を、自主規制するジャーナリズムの側にではなく、「差別糾弾」の側（たとえば、部落解放同盟）に転化する場合がありますが、本末転倒もはなはだしいと言わねばなりません。

筒井康隆問題について

ここで一言、筒井康隆の問題についてのぼくの考えを言っておくべきでしょう。筒井の問題それ自体は決して解決不可能なものではなく、むしろきわめて容易に解決しうる種類のものだと思います。それは、単に「差別問題」として捉えられるべきものではなく、むしろ、まず文学問題として考えられるべきです。しかし、この問題が今日見られるように、奇妙にこじれてしまったところに、われわれの発言すべきチャンスもあると思うのです。

「無人警察」における「癲癇」記述について、それが差別的表現であるという日本てんかん協会の指摘は、それ自体としては、全く正しいものでしょう。簡単に言えば、筒井は癲癇という病気について無知だったというに過ぎません。そして、無知だったということについては、それを知ったなら——ひとは知らないことなどたくさんあるのですから——率直に謝罪し訂正すれば済むはずで、てんかん協会が要求していることも——

かし、（中略）筒井さんの断筆宣言にワル乗りし、ここぞとばかりに言論の自由をふりかざす連中の跋扈にも問題があると考えている。

（中略）往々にして人間を冒瀆し、自分だけが特別な才能に恵まれていると錯覚する者にかぎって、その思い上がりのもとに人権や差別問題を敵視する言動に終始する傾向がある。そして、これらの人に共通するのは、いつも権力側の代弁者でもあるということだ。」

★8：一九二八、岡山県生。作家。著書に『黄色い国の脱出口』『言語と差別』『時刻表のクリティーク』など。

「書くということは、書きたいことがあるかぎり、それらのチェックと切り結ぶことかもしれない。（中略）それは筒井のいう、「この作家はサイテーだから、何を言っても許してやろう」という不可触賤民として評価され」というようなことではない。筒井は差別に

当初はいろいろ過剰な要求や糾弾があつたようであり、そのことに筒井康隆も過剰にナーヴアスになつたようですが——基本的にはそのレヴェルのことのように思われま
す。

しかし、てんかん協会の批判は決して非文学的なレヴェルのことというわけではあ
りません。それは、筒井が癲癇の通俗的なイメージに基づいて記述していることへの批
判であるわけですから、文学的にも正しいものだと思います。「イメージによる思考」へ
の批判。これは、ロシア・フォルマリズム^{★11}によつて措定された、二十世紀文学に可能な
唯一の方向にほかなりません。そのことは唯野教授、^{★12}あるいは筒井康隆も認めるに違ひ
ない。この意味において、てんかん協会が自らの批判を文学レヴェルのものではないと
自己限定していることは、間違いです。ぼくの考えでは、てんかん協会の側の誤りは、
自らの提起を、非文学的なものと自己限定したところにある、この度の議論の混乱の
一端もそこにあります。

てんかん協会は、そのことによつて、「差別」と「文学表現」という、あの惰性的な
対立項を回帰させてしまつたのです。確かに差別は悪いが、筒井の作品はそれをこえる
文学的・芸術的な問題だ^{★13}という言説が、筒井の「断筆宣言」以降、たとえば小林よし
のりの「ゴーマニズム宣言」をはじめとしてあちこちからなされた理由は、てんかん協
会も文学を何か特権的なものと思つているところがあるからではないでしょうか。てん

ついで無知だからこんな文章を書
くのであつて、不可触賤民「サイ
テイ」という等式を固定し流布する
犯罪性に気づくべきだ。それに、
サイテイだから、だからかも許し
てもらふ必要はないのだ。「無人警
察」がひつつかつたのなら、こん
どはひつつかからないのを書けばよ
い。日本てんかん協会は彼から筆
を奪つたりはしない。いまの日本
では、彼以外のだれも彼から筆を
奪わない。」

★9：一九五六　神奈川県生。

作家。著書に『背負い水』『私の愛
毒書』『ブリュッゲル飛んだ』など。

「一方には、安全第一の過剰反
応。他方には、威勢がなければ何
言つてもいい、という暴論。現在
の言論は不気味な両極化をとげて
いる。二つの行き過ぎに陥らず、
心ない外圧をはねのける「弾筆」
を心掛けたものだ。筒井氏の断
筆断腸の思いに応えるためにも。」
★10：一九四六　埼玉県生。コ